平成２９年（フ）第２３６０号
大阪府門真市速見町12番７―103号、前住所大阪府門真市深田町１番23―607号
債務者　大賀　　幸
1　決定年月日時　平成29年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月４日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月１日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第６２号
岡山県備前市麻宇那1130番地１
債務者　大**角**　　礼
1　決定年月日時　平成29年６月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月８日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月31日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第７１号
岡山県備前市麻宇那1130番地１
債務者　大**角**　博輝
1　決定年月日時　平成29年６月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月８日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月31日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第８４号
岡山県玉野市築港２丁目20番１号　２Ｆ５号
債務者　**祇**園日出夫
1　決定年月日時　平成29年６月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月８日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月31日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１５１号
岡山市南区三浜町２丁目18番19号、旧住所岡山市北区芳賀　県営住宅芳賀佐山団地18―202
債務者　中山　拓也
1　決定年月日時　平成29年６月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月８日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月31日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２１８号
岡山県玉野市梶岡668番地２
債務者　中浦　理栄
1　決定年月日時　平成29年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月８日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月６日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４１号
栃木県佐野市浅沼町191番地１
債務者　加藤　幸男
1　決定年月日時　平成29年６月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月18日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２９年（フ）第４２号
栃木県足利市本城１丁目1572番地１　ライフピア103
債務者　市川　英亮
1　決定年月日時　平成29年６月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月18日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２９年（フ）第２３１号
静岡県焼津市小土1096番地の４　アルドールⅠ―202
債務者　蒔田　真紀
1　決定年月日時　平成29年６月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月22日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続廃止

平成２９年（フ）第１４５号
埼玉県川口市青木２丁目10番35号
破産者　株式会社トクエイ
1　決定年月日　平成29年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第２６号
千葉県袖ケ浦市蔵波台３―１―16　ハイツ西の谷102、住民票上の住所千葉県市原市五井中央西２丁目21番地６　第２フラワーマンション502
破産者　池原　清史
1　決定年月日　平成29年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２９年（フ）第４２号
川崎市川崎区日進町１番地サンスクエア川崎８―701号
破産者　有限会社雪梅
1　決定年月日　平成29年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第５８号
川崎市川崎区小川町４番地１マッジョーレ２階
破産者　株式会社394
1　決定年月日　平成29年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第６７号
川崎市宮前区馬絹1009番地
破産者　株式会社南宝亭
1　決定年月日　平成29年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第６７４号
静岡県藤枝市築地837　落合第２ビル１階
破産者　ヴィクトリベルタ合同会社
1　決定年月日　平成29年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１７４２号
愛知県一宮市浅井町河田字郷西６番地２
破産者　株式会社馬見新建設
1　決定年月日　平成29年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２５４号
名古屋市西区花の木２丁目21番14号
破産者　株式会社ジンノ
1　決定年月日　平成29年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３７号
神戸市兵庫区西上橘通１丁目２番17号
破産者　株式会社ジョイフルコーベ
1　決定年月日　平成29年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部